

第 3 期小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）の修正事項等

該当ページ	該当地所	修正前	修正後
3 1	基本方針 1 総合的な相談支援体制の整備 施策 3 ニーズ把握の強化 (1) 市の役割	福祉サービス、地域団体の活動や地域福祉を支援する機関など、地域福祉に関する情報提供を行います。	福祉サービス、地域団体の活動や地域福祉を支援する機関など、地域福祉に関する情報提供を、 <u>様々な手段を通して幅広く積極的に</u> 行います。
5 8	第 5 章 計画の推進 2 計画の推進体制	行政には、市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。そのため、地域福祉を推進する関係機関や団体などと連携を図るとともに、行政内部の関係各課とも連携を図り、本計画が円滑に推進されるよう努めます。	行政には、市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。そのため、地域福祉を推進する関係機関や団体などと連携を図るとともに、行政内部の関係各課とも連携を図り、 <u>また、ソーシャルキャピタルの醸成を念頭におきながら</u> 、本計画が円滑に推進されるよう努めます。
6 2	用語解説	-	用語解説を追加